主な論点についての議論の整理

1 高等学校等就学支援金関係(授業料支援)

(1) 制度見直しを踏まえた支援対象や支給額の在り方、国と地方の役割分担

【①制度理念】

- 〇制度の根拠法(H22.4.1 施行)
 - ・「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって<u>教育の機会均等に寄与</u>する」ことが目的

〇根拠法の提案理由

- ・進学率が約98%に達し、国民的教育機関となっており、その教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校等の教育に係る費用について社会全体で負担していくべき。
- ・家庭の経済状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題
- ・多くの国で後期中等教育を無償としており、国際人権規約においても中等教育における無償 教育の漸進的な導入について規定されている。

○根拠法の国会審議(総理大臣発言の要旨)

- ・(低所得者に限らず、全員を無償化する必要があるのかという問いに対し) 高等学校への進学率は約98%に達し、国民的な教育機関になっている。したがって、教育の効果は広く社会に還元されなければならず、その教育費は社会全体で負担すべき、そういう認識のもとで高校無償化が行われる。また、多くの国で後期中等教育はもう既に無償としている。
- ○平成25年の一部改正法(所得制限の導入)(H26.4.1施行)の提案理由
 - ・低所得世帯の生徒について経済的負担が十分に軽減されておらず、特に、私立高等学校の低 所得世帯の生徒には、授業料を中心に依然として負担が大きい状況
 - ・<u>低所得世帯の生徒に対する一層の支援と公私間の教育費格差の是正を図る必要</u>があるが、厳しい財政状況のもと、そのための財源を捻出するためには、限られた財源を有効活用する観点から、高等学校等就学支援金の支給に所得制限を設けることが必要。

○一部改正法の国会審議(文科大臣発言の要旨)

- ・今回の制度改正は、所得制限により捻出した財源をより効果的に活用し、低所得世帯への支援の拡充等に充てるなどすることで経済的負担軽減の適正化を図り、教育の機会均等等をより実質的に保障しようとするもの。
- ・今回の改正は、<u>制度全体として現行法の目的を一層推進するものであり、社会全体で高校段</u> 階の学びを支えるという理念を変えるものではない。
- ・所得制限を導入しても、無償教育の漸進的な導入に向けて教育費負担の軽減に努める方針が 維持され、かつ、実際の施策が中長期的に見てその方向に沿ったものであると認められるも のであれば、国際人権A規約に違反するものではない。
 - (※) 国際人権A規約については、「特に、無償教育の漸進的導入により」に拘束されない権利を留保

していたが、平成24年9月に留保撤回

- ・教育費における公財政支出を増やし、経済的ハンディキャップなく多くの人たちにチャンスを 提供することが我が国の発展、一人一人の経済的豊かさの享受のために必要で、その方向性を 求めたい。ただ、<u>財政規律と、なおかつ、幼児教育、大学や大学院まで含めトータル的に国の</u> 支援をどうするかという中、残念ながら高校段階だけ特化して補強することが難しい中、やむ を得ず所得制限を設けて低所得者対策や公私間格差是正のための配分をするもの。
- ・現行制度においては、更なる低所得者支援や公私間格差是正が課題となっており、<u>特に低所得者支援については</u>、さきの通常国会において、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立している。こういうこともあり、実質的な教育の機会の均等を図るため、一刻も早く具体策を実施すべき。
- 〇一部改正法案に対する附帯決議(抜粋)
 - ・教育は未来への投資であることに鑑み、就学支援金については、将来的に所得制限を行うことなく、全ての生徒に支給することができるよう必要な予算の確保に努めること。
 - ・所得制限の導入により捻出される財源については、公私間格差の縮減や、奨学のための給付金の創設など教育費負担軽減施策に確実に用いること。

【②制度の現状】

- 〇平成26年度より所得制限(年収目安910万円)を導入し、捻出した財源で、私立学校の加算措置の拡充、奨学給付金事業の創設等を実施。なお、制度導入時(H22)には、税制改正により、16~18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止されている。
 - (※) 捻出財源(約890億)の活用について(H28予算)

私立学校の加算拡充等 655億円

奨学給付金事業 131億円

・高校生等への就学支援事業 27億円

(学び直し支援、家計急変世帯支援等)

所得確認のための事務費交付金事業 46億円

- その他高校生等への支援事業 3 1 億円

- (※) 捻出財源による加算措置の拡充は以下のとおり
 - 250 万円世帯 2倍加算 →2.5 倍加算 (平均授業料との差額は約10万円に)
 - 250~350 万円世帯 1.5 倍加算 →2倍加算 (平均授業料との差額は約16 万円に)
 - 350~590 万円世帯 基準額 →1.5 倍加算(平均授業料との差額は約22 万円に)
- (※) 私立高校については、施設整備費は平均約17万円、入学金は平均約16万円
- (※) 特定扶養控除の上乗せ部分の廃止により捻出された財源は、1349億円
- 〇平成 29 年度予算額は 3.668 億円 (うち事務費交付金 44 億円)
- ○就学支援金の受給者は全体の約8割
- 〇生徒が通う学校が所在する都道府県が判定

【③都道府県の独自支援の現状】

- 〇就学支援金事業は全額国庫負担であるが、都道府県が低所得者層を中心に私学の授業料等について独自の上乗せ支援を実施
 - (※) 奨学給付金事業は、都道府県が実施する事業に国が補助する事業(1/3国庫補助、2/3地方交付税措置)。また、貸与制奨学金事業は、日本学生支援機構から都道府県に移管されている。
- 〇制度見直しによる加算措置の拡充によって、多くの都道府県において独自支援分の財源負担が 軽減されることを踏まえ、一部改正法の施行通知で、都道府県において高校生等への経済的負 担の軽減に係る事業を拡充するなど、支援の充実に努めるべきことが指摘されている。
- 〇入学金については22、施設整備費については12の自治体が支援を実施
- ○都道府県の独自支援については、支給要件の違いがあり、他県の高校に進学する場合に支給されないといった場合がある。

【④関連データ】

- 〇経済的理由による高校中退者数(全日・定時制)は、制度導入前の約3割に減少
- ○経済的理由による長期欠席者数も、制度導入前の約6割に減少
- ○私立の生徒数・割合や入学志願者延べ人数に占める私立の割合は、制度開始以降増加
 - (※) 私立の生徒数・割合 110 万人・31%(H22) → 116 万人・33%(H28)公立の生徒数・割合 245 万人・69%(H22) → 232 万人・66%(H28)
 - (※) 入学志願者延べ人数に占める私立の割合 50.3%(H22) → 53.8%(H28)
- 〇私立に通う低所得者層(350万円未満世帯)の割合は、制度開始時から6%以上増加
 - (※) 350 万円未満世帯の割合 15.9%(H22) → 22.2%(H28)
- ○都道府県の実施する貸与型奨学金事業の貸与実績(貸与率、一人あたり貸与額)は減少
 - (※) 貸与率 5.2%(H21)→4.0%(H27) —人あたり貸与額 29.2万円(H21)→25.2万円(H27)
- 〇高卒者の進路について、所得の低い世帯ほど大学進学率が低い。また、学歴別の生涯賃金差について、高校卒と大学・大学院卒では 7,500 万円の差がある。
 - (※) 世帯の所得別大学進学率(H24)400 万円以下: 27.8% 450-600 万円: 42.4% 625-800 万円: 56.1% 825-1025 万円: 61.9% 1050 万円以上: 62.9%

【⑤都道府県・関係団体アンケート結果の概要】

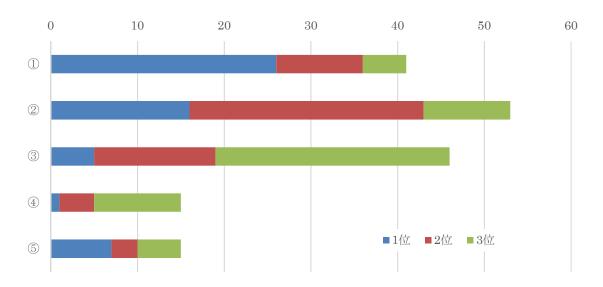
- ○制度改正による効果・影響について
 - →都道府県・関係団体は概ね肯定的に評価しているが、所得制限導入による事務負担の増や不 公平感についての指摘もある。
 - ・<u>肯定的評価のみ記載 40(うち関係団体7)</u> 肯定的評価の理由として、経済的負担の軽減、低所得世帯の生徒の進路選択幅の拡大、経済的理由による中退者の減少、自治体独自の支援拡充につながった等があげられている。
 - ・<u>肯定的評価と否定的評価をあわせて記載 16(うち関係団体7)</u> 否定的評価の理由として、所得制限導入による保護者・学校・自治体の事務負担増等があ

げられている。(肯定的評価の理由は上記と同様)

- 否定的評価のみ記載 4 (うち関係団体1)

否定的評価の理由として、所得制限導入による不公平感、制度の複雑化、事務手続きの増 大等があげられている。

- ○制度充実の方向性について(優先度が高い順に3つ選択)
- →回答数が多いのは、②250~350 万円世帯層への加算拡充、③350~590 万円世帯層への加算拡充、①250 万円世帯層への加算拡充の3つ。回答数の内訳をみると、①は優先度1位の数、②は優先度2位の数、③は優先度3位の数、が多い。



①250 万円世帯層への加算拡充、②250~350 万円世帯層への加算拡充、③350~590 万円世帯層への加算拡充、④910 万円世帯への加算措置、⑤910 万円以上層への支給(所得制限の緩和又は撤廃)

【⑥ヒアリング等における主な意見】

- 〇特に初年度納付金における公私の差は大きく、支援が不足しているため、私立の支援水準を引き上げて欲しい。
- ○私立については学納金(授業料+施設整備費)平均額まで国が支援すべき。
- ○普遍主義的制度とするため所得制限の撤廃を検討すべき。
- 〇地方自治体の財政状況が厳しく、独自支援をこれ以上上乗せすることが難しいため、国の支援 を増額してもらいたい。
- ○都道府県間で格差が生じていることもあり、国の基準額を更に増額すべき。
- ⇒支援の拡充が必要な場合、優先順位の高い支援は何か。また、国と都道府県が一体となって教育 費負担軽減のための取組を進めるにあたり、国に求められる役割は何か。
 - 〇教育がもたらす経済効果の観点からは、高校卒と大学・大学院卒の生涯賃金に大きな差がある ことから、大学進学率が低い低所得層への支援の効果が高いと考えられ、優先度も高いのでは ないか。また、子供が複数いる場合や公立に不合格となり私学に通わざるを得ない場合等もあ

- り、590万円世帯くらいまでは支援の緊急度が高く、都道府県の独自支援にばらつきがあることも踏まえると、国がベースラインをしっかりと支えることが望ましい。その上で、国の支援の在り方を踏まえ、都道府県が、地域の状況を勘案し、入学時の費用負担を含め支援の充実を図ることが重要ではないか。
- 〇同じ所得水準であっても、多子世帯は教育費負担が重くなることから、多子世帯支援の充実を 検討すべきではないか。
- ○社会全体で高校段階の学びを支えるという制度理念、国際人権 A 規約や国会での附帯決議を踏まえ、将来的には全ての生徒を支援対象とすることを検討すべきではないか。

(2) 所得の判定方法

【①現状等】

- ○家族構成等がある程度は反映されることや所得確認に係る事務負担、生徒・保護者にとって分かりやすいものであること等を考慮し、保護者の市町村民税所得割額を用いて判定(全国一律)
- 〇生徒が通う学校が所在する都道府県が判定
- 〇平均所得等を考慮し、都道府県ごとに所得制限の基準を設定することについては、制度が煩雑 になり事務負担が過大になること(生徒が県外の学校に通う場合、保護者が異なる県に在住す る場合等)等を考慮し、全国一律の基準とされている。
- 〇住宅ローン、ふるさと納税等の税額控除がある場合や、地方自治体が標準税率以外の税率を採 用している場合に、判定結果に不公平が生じている。
- 〇年少扶養控除(~15歳)の廃止等で家族構成を考慮する機能が低下している。(15歳以下の兄弟が妹がいても所得判定には影響しない)
- 〇保護者が海外在住の場合は所得の確認が困難であるため基準額を支給。
- ○マイナンバーに対応した事務処理システムを平成31年4月から導入予定。
- 〇指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担が都道府県から指定都市に委譲されることに伴い、指定都市の個人住民税の標準税率が、道府県民税は2%(現行4%)、市町村民税は8%(現行6%)に変更予定(平成30年1月1日施行)。このため、判定基準を、道府県民税と市町村民税の所得割の合算額に変更する方向で検討中。

【②ヒアリング等における主な意見】

- ○税額控除や独自の税率を課す場合の影響を踏まえ、判断基準を「課税所得金額」とすべき。
- 〇分かりやすさの観点や変更に伴う混乱を避ける観点から、現行制度を基本とすべき。
- ○16歳未満の子供についての教育費負担を考慮できる基準を設定すべき。
- ○多子世帯には、収入基準だけではなく、各家庭の事情に寄り添った基準も必要。
- 〇保護者の海外在住等により現状と一致しない世帯について公平な支出となるようにすべき。
- 〇各地域の所得差、物価調整等の反映が必要。
- ○事務処理システム導入の際に、収入や世帯の状況が適切に把握できる制度設計にすべき。

- ⇒判定基準を「課税所得金額」に変更することについて
 - 〇マイナンバー制度の導入も踏まえ、<mark>税額控除を受けている者等が判定上有利になっていることに鑑み、公平性の観点から「課税所得金額」に変更することは妥当であり、制度見直しを検討すべきではないか。</mark>
- ⇒家族構成等をより勘案できる基準とすることについて
 - 〇年少扶養控除の廃止等で、家族構成を考慮する機能が低下していることを踏まえ、兄弟姉妹の 数をより一層考慮できる制度とするなど、家族構成を考慮する工夫を検討すべきではないか。
- ⇒海外在住等の場合の所得把握について
 - 〇関連情報の更なる収集が必要。

(3) 支給期間等の上限

【①現状等】

- ○支給期間36月(定時制・通信制は48月)、単位数に応じて授業料の額を定める場合には74単位が上限。これは、一定の修業年限や修得単位で高校等を卒業する者が受けられる就学支援金の総額との均衡の観点や、留年した者などに対して無制限に公費を支出し続けることがないようにする観点からのもの。
 - (※) 支給期間36月については法律で規定。その他は政令
- ○休学の場合、生徒が申し出たときは、休学期間は在学期間として通算されない。
- 〇過去に高校等を中退し、改めて高校等で学び直す者に対しては、通算して 36 月を超える分について、平成 26 年度から予算補助により授業料支援を実施。(支援対象は 24 月以内)

【②都道府県の独自支援の現状】

- 〇上限を超過した者に対する支援を行う地方自治体あり。
 - ・19 自治体が支給期間の上限を超過した生徒への支援を実施。

条件を定めていない自治体が多数であったが、条件を設けている自治体では以下のような 条件が用いられている。

学校長が意見書を提出

学校が認める場合に対象とする

(病気、怪我、不登校等が対象。成績不良や、停学による出席日数不足は対象外) 学校から意見書を提出し、審査会(外部有識者)での検討を行った上で判断

13 自治体が 74 単位を超過した生徒への支援を実施

条件を定めていない自治体が多数であったが、条件を設けている自治体では以下のような 条件が用いられている。

48 か月(通信制)以内に取得した場合

【③ヒアリング等における主な意見】

- ○修業年限超過部分や単位超過部分についても対象とすべき。
- ⇒超過部分の扱いについて
 - 〇超過部分についても、学校長が適切と認めるといった条件を満たす場合に一定の範囲内で支援 を行うなど、均衡の観点から、支援対象の見直しを検討すべきではないか。

(4) 事務負担の軽減、その他

【①現状等】

- 〇所得制限の導入により、保護者や職員の作業量が増大。
- ○国からは事務費を都道府県に交付。
- ○マイナンバーに対応した事務処理システムを平成31年4月から導入予定。現状では、生徒・保護者は、課税証明書を含む関係書類の提出が3年間で4度必要であるところ、システム導入後は、原則、マイナンバーカードの写しを含む関係書類を1度提出すればよいことになる。また、職員が行っている受給資格や加算区分の確認が自動で判定可能となる。

【②ヒアリング等における主な意見】

- ○事務処理システム導入にあたっては都道府県の実情に合わせた柔軟なシステムにすべき。
- 〇提出書類の不備等が多いため、より分かりやすい制度とすべき。また、書類作成等が困難 な家庭へのサポートが必要。
- 〇提出書類作成が困難といった場合、スクールソーシャルワーカーとの連携により支援すべき。
- 〇現場からの問合わせに対し、どう対応すればよいかをまとめたQ&Aの作成が必要。
- ○制度の意義の周知が必要。

⇒事務負担の軽減方策について

- ○マイナンバーに対応した事務処理システムを、柔軟で分かりやすいシステムとすることにより、保護者及び職員の負担を軽減することを検討すべきではないか。
- ○書類作成等が困難な家庭へのサポートや、Q&Aの作成等を検討すべきではないか。

2 高校生等奨学給付金関係(授業料以外の支援)

(1) 支援対象や支給額の在り方

【①制度理念】

- 〇補助金交付要綱
 - ・「高等学校等における<u>教育に係る経済的負担の軽減を図り</u>、もって<u>教育の機会均等に寄与</u>する」ことが目的(就学支援金と同じ)
- ○国の予算説明資料
 - ・全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、<u>低所得世帯の授業料以外の教育費負</u> 担を軽減するため、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援
- 〇就学支援金制度見直しに関する与党間合意
 - ・所得制限により生み出された財源は、高校生等の教育費負担の軽減に必要な経費に充てることとし、その具体的施策の一つとして、「『子どもの貧困対策の推進に関する法律』の趣旨に基づき、<u>低所得者層の教育費負担の軽減を図る</u>ため、奨学のための給付金制度を創設する」ことがあげられている。
- 〇一部改正法の提案理由
 - ・<u>低所得世帯の生徒について経済的負担が十分に軽減されておらず</u>、特に、私立高等学校の低所 得世帯の生徒には、授業料を中心に依然として負担が大きい状況
 - ・低所得世帯の生徒に対する一層の支援と公私間の教育費格差の是正を図る必要があるが、厳しい財政状況のもと、そのための財源を捻出するためには、限られた財源を有効活用する観点から、高等学校等就学支援金の支給に所得制限を設けることが必要。
- 〇一部改正法の国会審議(文科大臣発言の要旨)
 - ・高校においては、今の制度において、無償化前から授業料が全額免除されていた低所得者に とって恩恵がなかったこと、また私立高校の低所得世帯の生徒には授業料を中心に依然とし て大きな負担がある、という課題があり、低所得者世帯の生徒に対する一層の支援と、公私 間の教育費格差の是正を図る必要がある。そこで、所得制限によって捻出された財源を活用 して、一つは、奨学のための給付金制度の創設、(中略)を実施することによって現行制度の 課題に対応してまいりたい。
- ○一部改正法案に対する附帯決議(抜粋)
 - ・所得制限の導入により捻出される財源については、公私間格差の縮減や、奨学のための給付金の創設など教育費負担軽減施策に確実に用いること。

【②制度の現状】

- ○都道府県が実施する事業に国が補助する事業(1/3国庫補助、2/3地方交付税措置)
- 〇市町村民税所得割が非課税である世帯が対象
- 〇「第2子以降」(15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合) は給付額が増
 - (※) 非課税世帯・全日制 第1子 国公立) 75,800円 私立) 84,000円 第2子以降 国公立) 129,700円 私立) 138,000円

- (※)制度開始時(H26) 第1子 国公立)37,400円 私立)38,000円第2子以降は額の変更なし
- 〇給付額は、予算積算上は、学校教育費のうち、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費(課外の部活動を含むクラブ活動等)、生徒会費、PTA会費、入学学用品費(制服)について、子どもの学習費調査の金額を参考に設定
 - (※) 第1子は、子供の学習費調査の金額に比べ、教科外活動費、生徒会費、PTA 会費が低価又はゼロ
 - (※) 第2子以降は、ほぼ同額
 - (※) 生活保護世帯については、生活保護で措置されない修学旅行費分のみ給付。なお、修学旅行費は、 生活保護世帯以外には計上されていない。
 - (※) 通学費は計上されていない。
- 〇平成29年度予算額は136億円
- 〇奨学給付金の受給率は約13%
- 〇保護者等が住所を有する都道府県から給付
- ○都道府県の円滑な制度実施に資するよう、国が標準的な事務処理の手順等について記載した 「手引き」には、領収書等による使途の確認は補助要件としないが、学校への委任により、「授 業料以外の教育に必要な経費」と相殺を行うなど、当該経費に確実に活用されるような取組を 推進すべき旨が記載されている。

【③都道府県の独自支援の現状】

- ○奨学給付金事業以外にも、教育費負担を軽減するための独自支援が行われている。
 - 貸与型奨学金
 - (※) H17 年度以降の入学者から順次、日本学生支援機構から都道府県に移管。このため、H17 年度 から H26 年度にかけて総額約2千億円を交付
 - ・入学金については22、施設整備費については12の自治体が支援を実施

【4関連データ】

- ○都道府県の実施する貸与型奨学金事業の貸与実績(貸与率、一人あたり貸与額)は減少
 - (※) 貸与率 5.2%(H21)→4.0%(H27)
 - (※) 一人あたり貸与額 29.2万円(H21)→25.2万円(H27)
- 〇子供の学習費調査によると、旧制度開始(H22)以降、奨学給付金の予算積算上の費目については 大きな変動はないが、学校外活動費は増加している。
 - (※) 学校外活動費 公立: 15.6万円(H22) → 16.7万円(H26)

私立: 23.8万円(H22) → 25.5万円(H26)

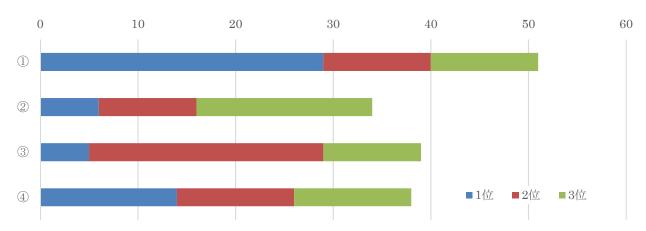
うち学習塾費 公立: 7.7 万円(H22) → 9.5 万円(H26)

私立:11.7万円(H22) → 14.2万円(H26)

- ○学校外活動費は、公立私立ともに、所得の高い階層ほど高くなっている。
- ○高大接続改革の推進に伴い、受検料負担の増加が見込まれる。

【⑤都道府県・関係団体アンケート結果の概要】

- ○制度充実の方向性について(優先度が高い順に3つ選択)
- →回答数が多かったのは、①「第1子」の支給額の引き上げ であり、次いで、③「第2子以降」の定義見直しによる「第2子以降」該当範囲の拡大、と、④非課税世帯以上層への支給対象の拡大 の数がほほ同じ。回答数の内訳をみると、①は優先度1位の数も最も多い。また、③は優先度2位の数が最も多く、一方、④は優先度1位の数が①に次いで多い。



①「第1子」の支給額引き上げ、②「第2子以降」の支給額の引き上げ、③「第2子以降」の定 義見直しによる「第2子以降」該当範囲の拡大、④非課税世帯以上層への支給対象の拡大

【⑥ヒアリング等における主な意見】

- 〇「第1子」と「第2子以降」の支給額の差をなくすべき。
- 〇「第2子以降」の対象範囲を拡大すべき。
- 〇入学時の費用や通学費に対する支援が必要。
- 〇中学段階の就学援助から切れ目のない支援とするため、所得制限の緩和による支給対象範囲の 拡大を行うべき。
- ○奨学給付金を学校が事実上代理受領する方式の検討。
- ⇒支援の拡充が必要な場合、優先順位の高い支援は何か。
 - 〇「第1子」の支給額を引き上げ「第2子以降」との支給額の差をなくすことを検討すべきではないか。
 - 〇奨学給付金が教育費負担軽減のために確実に活用されるよう、学校の代理受領をより一層推奨 することを検討すべきではないか。

(2)情報ギャップ問題

【①現状等】

- ○奨学給付金事業は、都道府県が実施する事業に国が補助する事業であり、一部の都道府県から 自県の住民ではない者に県費を負担することは適切ではないという意見があったことから、保 護者等が在住する都道府県が支給することとしている(在住地主義)。一方、就学支援金は、全 額国庫負担であり、生徒の通う学校が所在する都道府県が支給することとしている(在校地主 義)。
- ○県外の学校へ進学する場合、奨学給付金制度の周知等が困難となっている。
 - (※)「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(H27.12閣議決定)」では、在校地主義とすることについて、28年度までの施行状況と合わせて検証し、29年度中に結論を得ることとされている。昨年度行った都道府県アンケートでは、現状どおりが望ましいとした県と、どちらも在校地主義とすることが望ましいとした県はほぼ同程度。ただし、他県からの生徒流入が多い県は在住地主義、他県への生徒流出が多い県は在校地主義を選択する傾向。現状どおりが望ましい理由として、自県の住民ではない者に対して県費を負担することは望ましくない等があげられている。

【②ヒアリング等における主な意見】

- 〇中学校から高校へ進学する際の市町村から都道府県への所管の変化や都道府県をまたぐ生徒移動に対し、支援の引き継ぎのための連携をどう確保するか。
- 〇中学校進路指導段階からの「高校生対象支援制度リスト(仮)」等の作成が必要。
- 〇県外の高校に通学する生徒への周知が課題。全額国庫負担とし、生徒が在学している学校のある都道府県に申請し給付できる制度とすべき。

⇒情報ギャップ問題への対応策について

○情報ギャップ問題への対応の観点からは在校地主義が望ましいが、県費負担の問題等から半数 の都道府県が在住地主義を希望している現状も踏まえ、在住地主義としつつも、保護者が理解 しやすい書類やネーミングの在り方等の工夫を検討するとともに、中学段階からの効果的な周 知方法についても検討し、情報ギャップ問題の解消を目指すべきではないか。

(3) 事務負担の軽減、その他

【①現状等】

- ○「第1子」「第2子以降」の認定が必要であるため、確認作業が煩雑となっている。
- ○補助事業であるため、就学支援金とは異なり、国からは事務費を交付していない。

【②ヒアリング等における主な意見】

○事務費等の経費を国が交付すべき。

- 〇提出書類の不備等が多いため、より分かりやすい制度とすべき。また、書類作成等が困難 な家庭へのサポートが必要(再掲)。
- 〇提出書類の作成が困難といった場合、スクールソーシャルワーカーとの連携により支援すべき (再掲)。
- 〇現場からの問合わせに対し、どう対応すればよいかをまとめたQ&Aの作成が必要(再掲)。
- ○制度の意義の周知が必要(再掲)。

⇒事務負担の軽減方策について

- 〇書類作成等が困難な家庭へのサポートや Q&A の作成等、事務負担の軽減策を検討すべきではないか。
- 〇マイナンバーに対応した事務処理システムは高校就学支援金を想定したものであるが、同シス テムの導入が奨学給付金の事務負担の軽減にもつながる工夫を検討すべきではないか。